

「〇〇事業に関連した、〇〇周辺のアパート及び〇〇の物件移転補償金額」
非公開決定案件

第 1 審査会の結論

平成 29 年 3 月 29 日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が個人に関する情報であるとして行った非公開決定については、本件対象文書として特定した「補償金総括表」につき、非公開情報が記録されている部分を除いた部分について公開すべきである。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書公開請求

審査請求人は、平成 29 年 3 月 24 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、〇〇事業に関連した移転補償料及び見積もり金額として、(①) 〇〇の道路を挟んで東側周辺にあった現在は収用済みのアパートの移転補償料及び(②) 〇〇周辺のアパート移転補償料、〇〇の移転補償料見積もり金額について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対し、①の〇〇の道路を挟んで東側周辺にあった現在は収用済みのアパートの移転補償料については、〇〇事業（〇〇市施行）であり、請求に係る公文書を保有していないため文書不存在、②の〇〇周辺のアパート移転補償料、〇〇の移転補償料見積もり金額については、個人に関する情報であり、公にすることにより個人の権利を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 2 項第 1 号に該当するとして、平成 29 年 3 月 29 日付けで非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分のうち②の〇〇周辺のアパート移転補償料、〇〇の移転補償料見積もり金額の非公開決定を不服として、平成 29 年 4 月 4 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求の趣旨は、「非公開決定を取消してほしい。」というもので、審査請求書において主張する審査請求の理由は、次のとおりである。

個人情報にあたらぬ部分については、公平な移転補償を行っているのであれば公開しても何ら問題ないと思われるため。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する非公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書について

(1) 本件公文書の範囲について

公文書非公開決定に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）の内容について、審査請求にあたり、審査請求人に対し次の通り確認した。

本件公文書の件名は「〇〇事業に関連した物件移転補償金額②〇〇周辺のアパート及び〇〇の物件移転補償金額」で、アパート（物件）所有者に係る物件移転補償金額の情報を公開請求するものではなく、アパート（物件）に居住している賃貸借契約者（以下、「借家人」という。）の物件移転補償金額の情報を公開請求するものであること。また、情報公開を求めている公文書は、補償項目ごとの物件移転補償金額が記載されている文書で、該当する公文書は『補償金総括表』であること。なお、当初、公文書公開請求時は個人の借家人に係る物件移転補償金額を記載した文書を想定していたが、法人が借りている居室があるのなら、それも請求の対象としたいとのこと。

(2) 〇〇周辺のアパートの範囲（対象物件）について

審査請求のあった「〇〇周辺のアパート」の範囲（対象物件）については、〇〇にある以下のアパート2棟が対象であることを確認した。

- 「〇〇」借家人13名（うち法人1社）
- 「〇〇」借家人5名（うち法人1社）

(3) 〇〇について

〇〇には審査請求人を含む5名の借家人が居住しているが、全ての借家人の物件調査が完了していないため、建物所有者及び借家人に係る補償金額は算定されていない。

以上のことから、本件公文書は、借家人18名に係る『補償金総括表』18部である。

2 本件公文書を非公開とした理由

本件公文書を非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 個人に係る公文書

個人の借家人16名に係る公文書は、条例第7条第2項第1号の規定に該当し、個人に関する情報に該当するものであり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、非公開とした。

(2) 法人に係る公文書

法人の借家人2社の公文書は、条例第7条第2項第2号の規定に該当し、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、非公開とする。

3 本件公文書を部分公開としなかった理由について

条例第8条の規定では、「実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に前条第2項各号のいずれかに該当する情報（以下、「非公開情報」という。）が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。」となっているところであるが、同条ただし書きにより、明らかに当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められることから、平成29年3月29日付け28用第540号のとおり、公文書非公開を決定したものである。

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象公文書について

審査請求人が非公開決定の取消しを求める公文書は、上記第4の1のとおり、対象地域のアパート3棟の借家人に係る「補償金総括表」となるが、うち1棟は未作成のため、2棟18名分（16個人と2法人）が対象である。

2 本件処分に係る具体的な判断

(1) 条例第7条第2項第1号の該当性について

本号は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重し、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別できる情報は、原則として非公開とすることを定めたものである。

「個人に関する情報」には、収入、支出、資産、公的扶助の受給状況等財産状況に関する情報が含まれ、本件公開請求の「物件移転補償金額」については、その金額自体では特定の個人を識別することができない情報であっても、その記録内容と対象物件等他の情報を照合することにより特定の個人を識別できることとなると考えられるため、本号に該当する。

なお、実施機関の説明によれば、物件移転補償金額は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないとのこと、また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にする必要があるとは認められないこと、さらに、公務員の職務とも無関係であることから、例外的公開事項を定めたただし書きア、イ、ウのいずれにも該当しない。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本号は、法人等の事業活動の自由、競争上の地位その他の正当な利益を尊重し、保護する観点から、公にすることにより法人等の正当な利益を害するおそれがある情報については、非公開とすることを定めたものである。

「事業に関する情報」には、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報が含まれ、本件公開請求の「物件移転補償金額」については、事業所の資産や内容に応じて積算、支払われる移転補償金であり、本号に該当する。

なお、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にする必要があるとは認められないため、例外的公開事項を定めたただし書きには該当しない。

(3) 条例第8条ただし書きの該当性について

本条は、公文書の一部に非公開情報が記録されている場合における実施機関の部分公開の義務及びその要件を明らかにしたものであり、条例第8条の規定では、「実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に前条第2項各号のいずれかに該当する情報（以下、「非公開情報」という。）が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」となっている。

本件対象公文書である「補償金総括表」には、請求人が求める移転補償金額が記録されているものの、非公開情報として除いて公開することとなるため、実施機関では、当該部分を除いた部分には、有意の情報が記録されていないと認められるとして、ただし書きを適用して公文書非公開としたものである。

しかしながら、「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、非公開情報が記録されている部分を除いた残りの部分が無意味な文字、数字等の羅列となる場合等をいうとされており、本件の場合、非公開部分を除いた部分が無意味な文字、数字の羅列となるとは認められないため、本件公開請求については、条例第8条第1項本文の趣旨に従い、部分公開とすべきである。

3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

4 付言

当審査会の結論は以上のとおりであるが、当審査会は以下の点について付言する。

本件処分について、実施機関では、条例第7条第2項第1号該当を理由として非公開決定したところであるが、審査請求後、改めて請求人に確認等して本件公文書を精査した結果、借家人のうちに法人が存在すること、また、請求された公文書の一部に未作成のものがあつたことが明らかになっており、請求人に提示した非公開の理由が不十分なものとなっていた。

今後は、請求内容について、必要に応じ請求人の意思を確認する等、十分精査して対象公文書を的確に特定するとともに、決定時には適切な理由を提示するよう努められたい。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日	処理内容
平成 29 年 5 月 26 日	諮問、実施機関から弁明書を受理
同年 5 月 30 日	審査請求人に弁明書を送付、反論書の提出を依頼
同年 8 月 4 日	審査会（第 1 回審議）
同年 9 月 26 日	審査会（第 2 回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	

